

高齢犯罪者に対する支援に関する一考察

—支援団体へのインタビュー調査から—

○ 首都大学東京大学院 氏名 篠崎 ひかる (009423)

キーワード：高齢犯罪者、司法福祉、社会的孤立

1. 研究目的

近年、障がい者および高齢者をはじめとした福祉的ニーズを有する犯罪行為者への支援が広がっている。中でも高齢者は、刑事司法領域において、再犯率の高さや受刑者の高齢化が課題として取り上げられ、釈放後に地域社会とつながった息の長い指導・支援を要する者として着目されてきた。加えて、高齢者が罪を犯す背景には、生活困窮や、活用できる制度の情報不足、家族・近隣からの孤立、社会における役割や居場所の喪失といった要因があると指摘されており、地域社会に移行する際にも、個人のニーズに合わせた支援が行われることが期待されている。

しかしながら、罪を犯した高齢者の地域生活とその支援に関する研究は、地域生活定着促進事業を中心に分析されることが多く、本事業を担う地域生活定着支援センター以外の機関による高齢者への支援実態は十分に明らかにされていない。罪を犯した高齢者への支援について検討するにあたっては、事業を利用している高齢者のみならず、地域生活定着促進事業の対象になっていない高齢者に対する支援実態も含めて考察を行う必要がある。これらの議論を踏まえ、本研究では、罪を犯した高齢者に対する支援において、支援者が支援対象者をどのように捉え、どのように支援を行っているか、その実態と課題について明らかにすることを研究目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、罪を犯した高齢者に対する支援を行っている法人4か所の職員5名へのインタビュー調査を実施した。また、高齢対象者への支援と他の対象者への支援の異同を考察するため、今回の調査対象は、高齢者に特化した支援を実施している団体ではなく、年齢に関わらず罪を犯した者への支援を実施している団体とした。各団体において実施されていた主な支援内容は、入口支援、申請同行、シェルター運営、居場所支援等である。調査内容及び調査方法は、「支援を開始した経緯」、「高齢対象者への支援と他の対象者への支援の異同」、「他機関との連携実態」、「支援において意識していること」、「支援において課題に感じていること」などの質問項目に基づき、1人あたり1時間から2時間程度の半構造的インタビューを実施した。

3. 倫理的配慮

調査協力者に対し、調査への協力は本人の自由意志であり、同意書提出後であっても、調査の中止や拒否ができ、それによる不利益が生じることはない旨を事前に説明した。調査の際には、調査協力者の同意の上で録音もしくは筆記による記録を行い、逐語データに起こした。また本調査は、報告者の所属する首都大学東京研究安全倫理規定に基づき、首都大学東京研究安全倫理委員会の承認を受けている。

4. 研究結果

支援目的や実施している支援の内容は法人ごとに異なっているものの、支援において直面する課題や高齢者支援の特徴は共通している部分が多くあった。共通点として、要介護・要支援に該当せず、自宅で生活している高齢対象者の居場所づくりや自己有用感の獲得を支援課題として捉えている支援者が多かった。このような状況を受けて、今回の調査対象となった団体では、高齢層に対象を限定していないものの、日中作業の提供やいつでも立ち寄れるカフェの運営、当事者同士のつながりの場の提供といった支援に取り組んでいた。また、高齢対象者支援の場合には、医療・介護ニーズの変動を考慮した、定期的な連絡や見守りを意識しており、それによって生活上の困りごとに早期に対応できるようにしている。一方で、今回調査した団体では、司法福祉に特化した団体や当事者支援の団体、更生保護の領域から派生した団体といったようにそれぞれ支援を開始した契機や、支援の目的が異なっており、その差異によって、「犯罪をしない」ことに対する本人の認識の変容を重視するかどうかは大きく異なっていた。生活環境の調整とともに、当事者や本人の「回復」や「更生」といった本人の認識の変化を強く意識して支援を行っている団体もあれば、対象者の孤独感を緩和し、役割を確保できるような支援を実施した結果として、対象者が地域で生活し続けるという結果につながっていると考えている団体もあった。いずれにしても、対象者の支援を行っていく上で、本人を取り巻く環境の調整だけに留まらない支援の必要性が語られた。

5. 考察

高齢対象者の場合、「就労につながりづらい」、「制度の利用条件に当てはまらない」、「新たな人間関係を構築しづらい」といった要因で、地域の中に居場所を獲得できないケースが存在している。この点は、地域生活定着支援センターに関する先行研究においても指摘されており、罪を犯した高齢者の支援において共通する課題と考えられる。このような状況に対し、今回調査した団体では、「相談できる場所」や「いつでも立ち寄れる場所」としての役割を果たしている状況にあったが、全国的に見ると、このような場所を必要としても利用できない支援対象者も存在している。今後、罪を犯した高齢者の地域生活とその支援について考察する上では、高齢者福祉をはじめとした他機関との連携の在り方やその課題についても、さらに分析していく必要がある。